

標準委員会 システム安全専門部会

第10回シビアアクシデントマネジメント分科会(S2SC2) (その2) 議事録

1. 日 時： 2012年11月5日(月) 9:30~12:00

2. 場 所： 日本原子力技術協会 A・B会議室

3. 出席者

出席委員：岡本主査(東大)、杉山副主査(JAEA)、河井幹事(原技協)、
阿部委員(東北大)、井田委員(JANUS)、及川委員(東芝)、
織田委員(日立GE)、倉本委員(NEL)、黒岩委員(MHI)、
柴本委員(JAEA)、鈴木委員(原電)、竹越委員(関電)、
西委員(電中研)、廣川委員(TEPSYS)、増田委員(東電)、
松本(和)委員代理(中部電、湧永委員代理)

欠席委員：内田委員(JNES)、出町委員(東大)、深沢委員(JNES)
守田委員(九大)

常時参加者：池田(原技協)、伊藤(原電)、木下(電中研)、鎌田(徹)(関電)、
鎌田(信)(原技協)、窪小谷(原技協)、黒田(東芝)、中野(MHI)、
松本(精)(JANUS)、森本(NEL)、藤原(TEPSYS)

傍聴者：池田(原情シ)、泉(電事連)、太田(電発)、川西(MHI)、
小山(電発)、武部(原燃)、藤村(四電)

(敬称略)

4. 配布資料：

S2SC10(2)-1 第10回シビアアクシデントマネジメント分科会(その1)議事録(案)

S2SC10(2)-2-1 SAM実施基準(案)

(4章~8章の本文及び附属書等の改訂版、9~14章の本文及び附属書のドラフト案)

S2SC10(2)-2-2 解説1：IAEAのNS-G-2.15 Severe Accident Management Programmes for Nuclear Power Plants との整合性

S2SC10(2)-3 SAM実施基準(案)クロスレビュー結果

S2SC10(2)-4 海外におけるアクシデントマネジメントの教育・訓練の現状

S2SC10(2)-5 シビアアクシデントマネジメント分科会のスケジュール(案)

S2SC10(2)-6 2013年春の年回(3/26-28)企画セッション提案書

参考1 第10回シビアアクシデントマネジメント分科会(その1)議事メモ(案)

参考2 シビアアクシデントマネジメント分科会 委員及び常時参加者

参考3 新安全基準関連資料(規制庁)

5. 議事内容

議事に先立ち、河井幹事より、16名が出席しているため、本分科会の定足数(14名以上)を満たすことが報告された。

① 第10回(その1)議事録(案)の確認

河井幹事より、資料 S2SC10(2)-1 に基づき、第10回(その1)分科会の内容について確認が行われた。確認の結果、特にコメントは無く、議事録は正式に承認された。

② 実施基準案(10章以降)について

前回第10回分科会(その1)で議論が途中となった10章以降について、資料 S2SC10(2)-2-1、資料 S2SC10(2)-3 に基づき、説明、議論が行われた。

a. 10章「緊急時対応組織の整備」

増田委員より、10章の主に変更部分の説明があった。本規定と防災体制との関係についてどこかに記載すべきではとのコメントがあり、防災体制の中でAMを行うことになるが、体制を二つ作る場合もないとはいえないといった議論の結果、重要な考え方について、10章の解説として記載することとなった。

b. 11章「確認および検証」

廣川委員より、11章の本文、附属書の draft、及びクロスレビューコメントへの対応方針について説明があり、以下のような議論があった。

- ・ 附属書 11b(参考)には、ソフトウェアに着目した記載、対策によるネガティブな影響の記載がないので、7章の 7.2 にあるプラス、マイナスの影響の記載などを参考に検討する。
- ・ 例えば本文 11.1 の a) に箇条書きされている4項目はリスク情報活用実施基準の引用であり、リスクを考慮している旨をどこかに書く。
- ・ 確認と検証の区別が不明確だが、ここでは「再確認」を検証と呼んでいるので、用語を工夫する。
- ・ 附属書 11c(参考)は具体的にどうやればよいか分からない。引用でもよいので記載する。
- ・ 第三者レビューの第三者が満たすべき要件を書くべき。また、第三者レビューを毎回要求するか。最長10年に1回などとしてはどうか。

c. 12章「教育・訓練」

及川委員より、12章の本文、附属書の draft、及びクロスレビューコメントへの対応方針について説明があり、以下のような議論があった。

- ・ 附属書 12(参考)は従来のものであり、推奨すべきものを書けないか、資料 S2SC10(2)-4 も利用して附属書の追加を検討するとともに、本文への追記も検討する。
- ・ 教育・訓練の対象範囲として少なくとも緊急時対策本部までは含めるべきで、さら

に必要な規制当局まで、といった具体的な対象範囲について記載する。

d. 13章「アクシデントマネジメントの維持向上」、14章「品質保証」

黒岩委員より、13章、14章の本文、解説の draft について説明があり、以下のような議論があった。

- ・ 13.1 には、プラント周辺の環境の変化も対象とすべき。例えば、人口、隣接号機、近くの発電所、など。
- ・ 13.2 には、教育・訓練に戻すための確認も追加する。
- ・ 13.3 の最長周期は前の章の議論に合わせて10年とする。

e. 解説1: IAEA の NS-G-2.15 Severe Accident Management Programmes for Nuclear Power Plants との整合性

岡本主査より、資料 S2SC10(2)-2-2 に基づき、説明、議論が行われた。3層までの設計の考え方は良かったが、「どこまで」を間違ったために AM がうまくいかなかったということがポイントであり、この方針でこの標準は作られるという位置づけで、持ち帰りレビューすることとなった。

③ 海外におけるアクシデントマネジメントの教育・訓練の現状について

井田委員により、資料 S2SC10(2)-4 に基づき、海外におけるアクシデントマネジメントの教育・訓練の現状について説明があった。参考でよいので本標準にも是非反映したいとのコメントがあった。

④ その他

河井幹事より、資料 S2SC10(2)-5 に基づき、今後のスケジュールの説明があった。次回分科会は予定通り 11/20、次々回の日程を調整した結果、12/18 午前を第一候補、12/20 午前を第二候補として調整することとなった。また、河井幹事より、資料 S2SC10(2)-6 に基づき、来年春の年会で企画セッションの枠取りを実施している旨の紹介があった。

以上